

成年後見制度の 利用を応援します

認知症や障がいなどで、判断能力が
不十分な人の暮らしを守るために




高齢者や障がいのある方が住み慣れた町で自分らしく安心して
暮らしていくために、成年後見制度の利用をお手伝いします。

社会福祉法人 函館市社会福祉協議会
函館市成年後見センター



令和2年11月改訂第3版



目次

成年後見制度とは	1
成年後見制度利用前の留意点	1
成年後見制度の種類	2
法定後見制度の3類型と内容	3
法定後見制度～申立手続きの流れ～	4
法定後見制度 Q&A	5
市長申立について	7
函館市の助成制度（申立費用助成）	8
函館市の助成制度（報酬費用助成）	9
任意後見制度について	10
任意後見制度～利用手続きの流れ～	11
後見人の仕事	12
後見制度支援預金と後見制度支援信託	13
函館市成年後見センター 中核機関としての役割	14
市民後見人について	14
市民後見人候補者の登録要件	15
養成研修を受講してから活動のスタートまで	15
函館市成年後見センターのご案内	16
函館市成年後見センター活動のようす	17
その他関連相談窓口1	18
その他関連相談窓口2	19

成年後見制度とは



認知症・知的障がい・精神障がいなどの理由で判断能力が十分ではない方々は、不動産や預貯金などの財産を管理したり、身のまわりの支援を受けるためにサービスや介護施設への入所に関する契約を結んだり、自分でこれらのことをするのが難しい場合があります。

また、自分に不利益な契約であっても正しい判断ができずに契約を結んでしまい、悪徳商法の被害にあうおそれもあります。このような判断能力の十分ではない方々の権利や財産を守り、支援するのが成年後見制度です。

成年後見制度は次の3つの理念が掲げられています。

自己決定権の尊重

・ 本人の意思やこれまでの生き方を尊重し、自己決定を大切にすること。

残存能力の活用

・ 本人の現在持っている能力をいかせるよう配慮すること。

ノーマライゼーション

・ 障がいのある人も家庭や地域で通常的生活をすることができる社会を作ること。

成年後見制度利用前の留意点

制度を理解しましょう



1. 後見開始の申立は、申立人の判断で自由に取り下げることができません。
2. 後見人等は本人(援助の必要な方)の財産を適切に維持し管理する義務がありますので、本人の財産を後見人等自身のために使用すること、親族等に贈与・貸付けをすることは認められません。

※後見等が開始されると支出が不相当とされる可能性のあるもの(一例)

- ・ 見舞いに訪れる親族への小遣い等
- ・ 後見人等名義のローン返済
- ・ 金銭の貸付
- ・ 寄付
- ・ 後見人等または親族への贈与(相続税対策の贈与を含む)



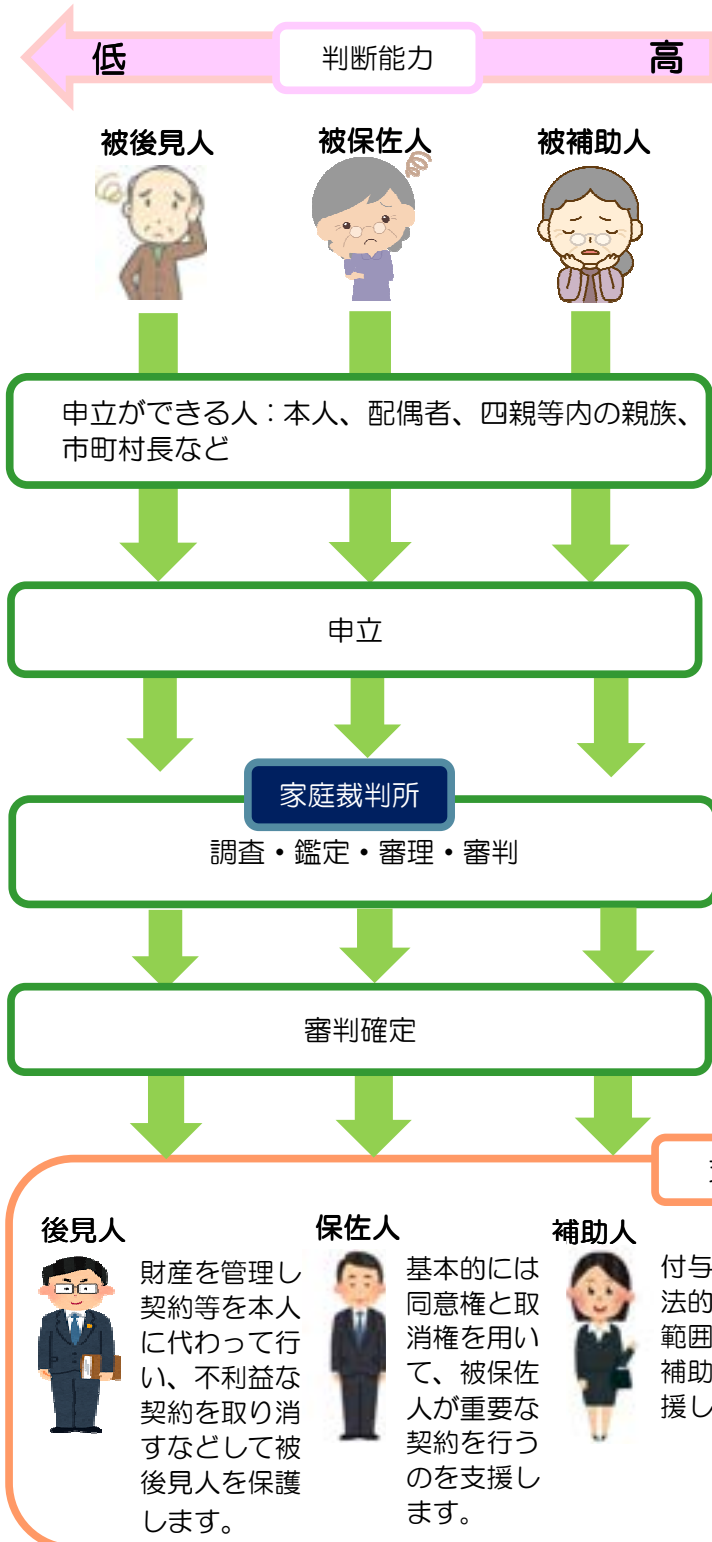
3. 以下の場合には、本人の同意が必要です。
 - (1) 保佐を開始する場合で、保佐人に代理権を付与する場合
 - (2) 補助を開始する場合(補助人に代理権・同意権を付与する場合を含む)
4. 申立人が希望した人(候補者)が後見人等に選任されるとは限りません。
5. 後見人等の職務は「本人の判断能力が完全に回復」又は「本人が死亡」するまで続きます。
6. 家庭裁判所が必要と判断する場合には、本人や親族に対する調査や照会を実施する場合があります。
7. 申立人が家庭裁判所に提出する書類は、他の親族から閲覧(見る)こと 謄写(コピー)することの申請があった場合に許可されることがあります。
8. 後見人等は、家庭裁判所又は後見監督人の監督を受けます。

成年後見制度の種類

成年後見制度には、**法定後見制度**と**任意後見制度**の2つの制度があります。

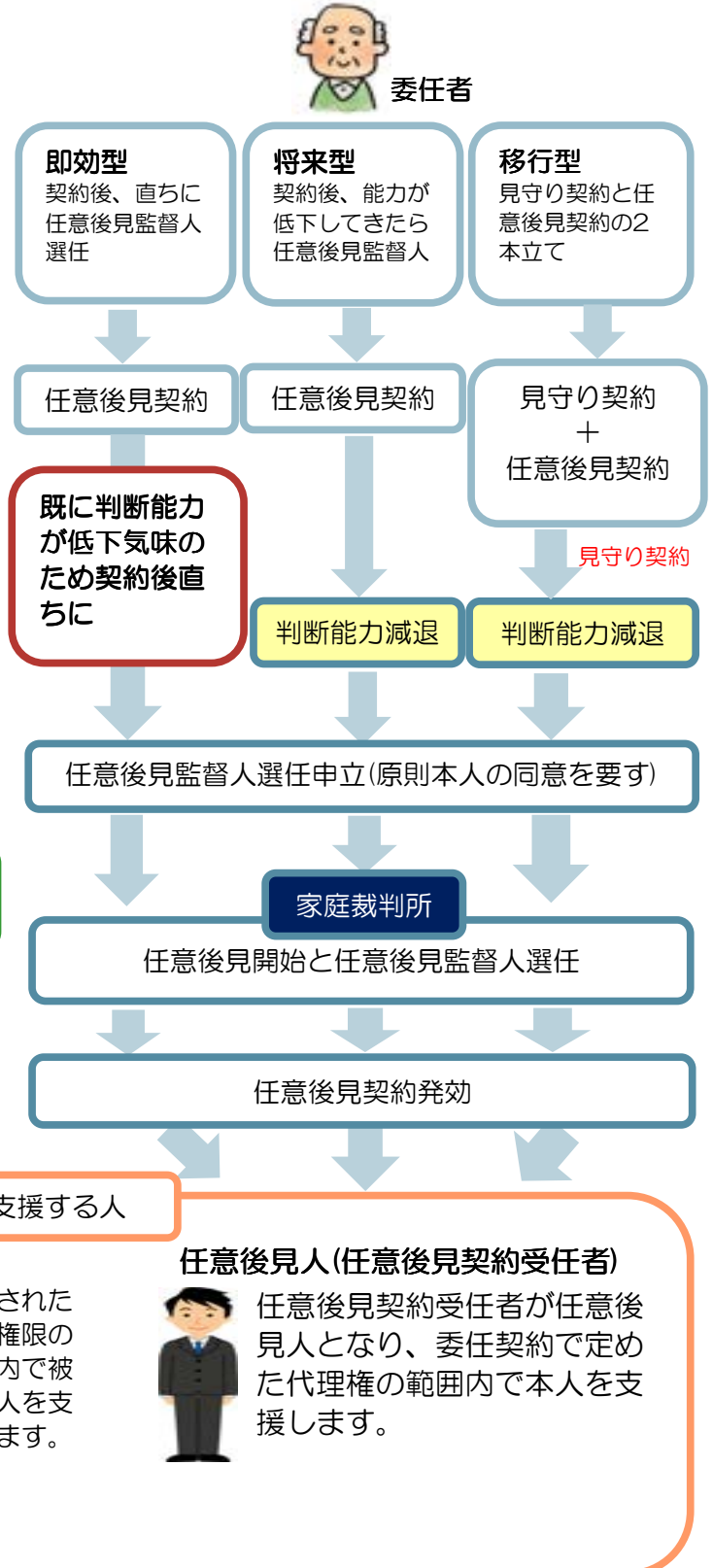
法定後見制度

すでに判断能力が十分ではない方の法律面・生活面の支援をするために、本人や近親者などが家庭裁判所に申立をして、成年後見人等を選任してもらう制度です。



任意後見制度

本人の判断能力があるうちに、あらかじめ信頼できる代理人(任意後見契約受任者)を定めて、公正証書により契約しておく制度です。



法定後見制度の3類型と内容

法定後見制度は、利用者本人の判断能力の程度によって以下のような3類型があります。

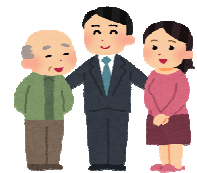
類 型		後 見	保 佐	補 助
本人の状態		判断能力が全くない方	判断能力が著しく不十分な方	判断能力が不十分な方
家庭裁判所に申立ができる人		本人、配偶者、4親等内の親族(※P6参照)、検察官、市町村長、任意後見人など		
支援する人		成年後見人	保 佐 人	補 助 人
申立についての本人の同意		不 要	不 要	必 要
代理権	代理できる行為	財産に関するすべての法律行為	申立の範囲内で家庭裁判所が定める特定の法律行為	申立の範囲内で家庭裁判所が定める特定の法律行為
	代理権付与についての本人の同意	不 要	必 要	必 要
同意権・取消権	取消が可能な行為	日常生活に関する行為以外の法律行為	民法13条1項所定の行為、申立の範囲内で与えられた特定の法律行為	申立の範囲内で家庭裁判所が定める特定の法律行為
		日常生活に関する行為は除く		
同意権・取消権付与についての本人の同意		不 要	不 要	必 要

同意権とは・・・本人が重要な財産行為に関する行為等を行う際に、保佐人等がその内容が本人に不利益でないか検討して、問題がない場合に了承すること。

取消権とは・・・本人が後見人等の同意を得ないで重要な財産行為に関する行為等を行った場合、後見人等がその行為を無効なものとして、現状に戻すこと。

代理権とは・・・本人に代わって、本人のために取引や契約を行うこと。

※ 任意後見制度には、同意権、取消権の権限はありません。



本人の判断能力の程度が後見、保佐、補助の3類型のどれに該当するかは、医師の診断書を参考にします。

法定後見制度 ～申立手続きの流れ～

申立準備

●申立人を決めます

申立人になれる人・・・本人、配偶者、4親等内の親族

本人による申立ができず申立をする配偶者、4親等内の親族がない場合は市町村長が申立をすることができます



●後見人等候補者を検討します

後見人等になるための特別な資格はありません

本人の親族のほか、法律・福祉の専門家(弁護士、司法書士、社会福祉士など)を希望することも可能です

※申立の時に候補者がいない場合でも申立は可能です

最終的には家庭裁判所が適任者を選任します



●申立書類を取り寄せます

●成年後見用の診断書(指定の様式あり)を主治医に依頼します

本人の判断能力等をより的確に判断するために「本人情報シート」があります
医師が診断する際の補助資料として、本人の支援者(福祉関係者など)に作成してもらいます

●必要な書類をそろえます

住民票、戸籍謄本等 (3か月以内に発行されたもの)



申立

●申立人が本人の住所地の家庭裁判所に申立てます

本人が実際に住んでいるところ(住民票上の住所ではありません)を管轄する家庭裁判所に申立をします



審理・審判

●家庭裁判所が本人にふさわしい後見人等と支援内容を決定します

家庭裁判所が申立人、後見人等候補者、本人からご事情を確認することもあります

※本人の判断能力について、鑑定を行うことがあります



審判確定 登記

●家庭裁判所が審判内容を登記します

本人と申立人、後見人等へ審判結果を通知します

審判が通知されて2週間以内に不服申立がされない場合審判が確定します
登記は審判が確定した後、さらに2週間程度経過すると法務局で「登記事項証明書」の取得ができます



後見開始

●財産管理や身上保護を行い、活動内容を家庭裁判所へ報告します

監督人がいる場合は、監督人への報告から

●後見人等の報酬決定

●本人が亡くなった時

●やむを得ない理由で後見人等が辞任する時
(家庭裁判所の許可が必要)

終了



Q ①申立用紙は、どこにありますか？

A ⇒家庭裁判所または函館市成年後見センターで配布しています。
家庭裁判所のホームページからダウンロードもできます。

Q ②後見、保佐、補助は誰が決めるのですか？

A ⇒申立を行う際に添付する医師の診断書を元に家庭裁判所が決定します。
本人や申立人が決めることはできません。

Q ③申立費用は誰が負担しますか？

A ⇒申立人が負担します。
なお、家庭裁判所の許可があれば申立費用を本人の負担とすることもあります。

申立費用の負担が困難な方には市町村による助成制度がありますので
ご相談ください。(8ページ参照)



Q ④法定後見制度申立にかかる費用はいくら位？

A ⇒診断書や書類の請求、印紙や切手代等で約2万円程度です。
鑑定を行ったり、書類作成を専門家に頼む等するとそれ以上かかります。

- 診断書料 5千～1万円程度
 - 収入印紙
 - 郵便切手
 - 添付収入印紙
 - その他(住民票、戸籍謄本等) . . 所定手数料
 - 鑑定費用(必要な場合) 10万円前後
- } 7千円前後

Q ⑤申立から審判が確定するまでの期間は？

A ⇒おおむね2か月程度です。



Q ⑥後見人等の報酬はいくらですか？

A ⇒成年後見人等への報酬は1年程度の一定期間支援した後、後見人等が家庭裁判所に申立をします。
裁判所は後見事務の内容などを考慮して、報酬を認める場合は本人の財産の中から支払い能力に応じて報酬額を決定します。

報酬費用の負担が困難な方には市町村による助成制度がありますので
ご相談ください。(9ページ参照)



Q ⑦後見制度支援預金とはなんですか？

A ⇒後見制度支援預金は、通常の預金とは異なり、口座の開設や出入金、解約等の際は、事前に裁判所が発行する指示書が必要となります。
裁判所が関与することによって、本人の財産が適切に管理されるようになります。

13ページ参照



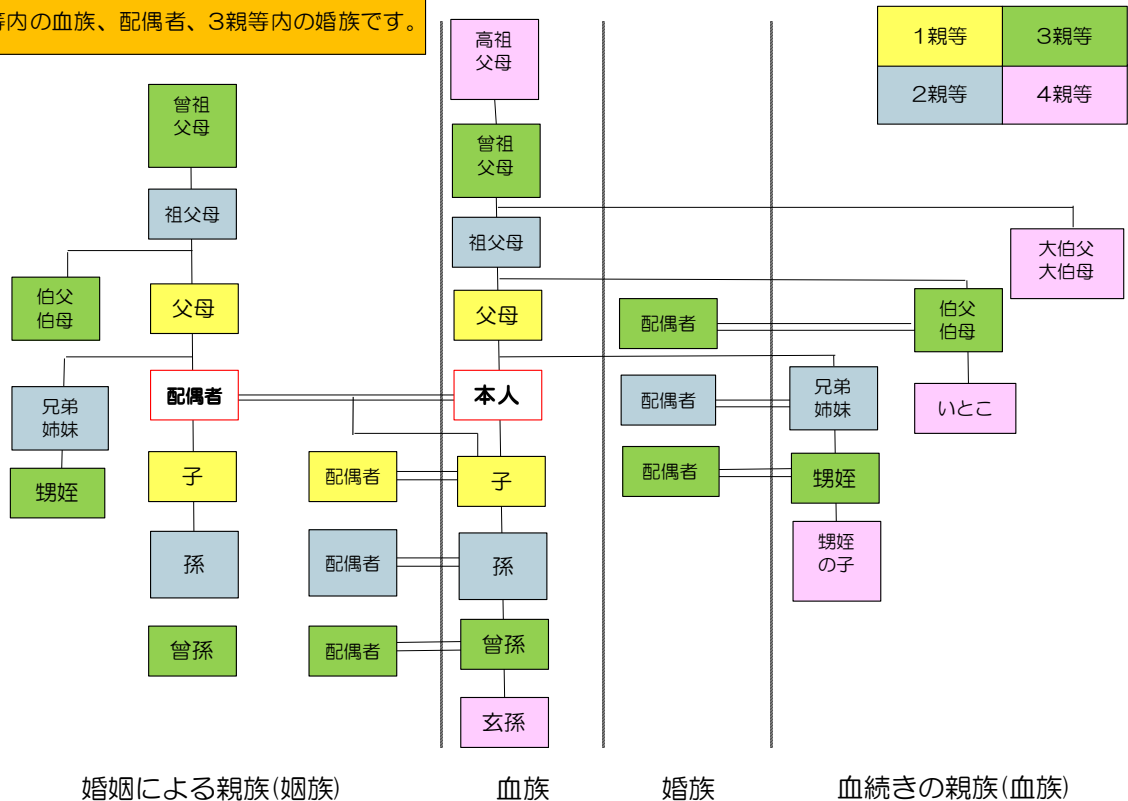
法定後見制度 Q&A

Q ⑧ 申立ができる4親等内の親族は？

A ⇒下記の図を参考にしてください。

4親等内親族の図

※「親族」とは6親等内の血族、配偶者、3親等内の婚族です。



Q ⑨ 家族が本人の後見人等になりたいときはどうすれば良いですか？

A ⇒家庭裁判所に成年後見制度利用の申立を行う際の申立書に「後見人等の候補者」として、後見人等にしたい親族の名前を記載し、親族を後見人等にしたい旨を家庭裁判所に伝えることができます。

※必ずしも家庭裁判所が親族を後見人等を選ぶとは限りません。



後見人等候補者の希望を考慮した上で、家庭裁判所が審理を行って後見人等を決定しますが、たとえば本人の財産が多額にのぼる場合や、親族どうして意見の食い違いがある場合などは、第三者である弁護士や司法書士などの専門職後見人等が選ばれる可能性が高くなります。



さらに詳しく解説



希望した親族が後見人等選ばれなかったことを理由とした不服の申立や、成年後見の申立そのものの取り下げはできません。

また、一度後見人等が選ばれると、基本的には被後見人が亡くなるまで後見人等はその任務が継続されます。



親族が後見人等になった場合でも、基本的には様々な事務作業等は専門職後見人等が行うことと変わりありません。このため、今まで親族として本人の様々な支払や、預貯金の管理を自分の判断で行っていた方であっても、親族後見人等になると、本人の年間の収支計画を立て、毎月の収入や支出をきちんと記録し、年に一度、家庭裁判所に対して財産目録の提出や、業務報告をして確認を受ける義務があります。

市長申立について

判断能力が不十分な認知症等の高齢者、知的障がい者、精神障がい者であって成年後見制度の利用が必要な状況にあるにもかかわらず、本人や親族等がともに申立を行うことが難しい場合、市長が家庭裁判所に成年後見人等の選任の申立を行っています。

【対象者】

- (1) 函館市に住所を有する者。ただし、函館市内の施設等への入所等により函館市へ転入した者のうち、介護保険等の実施機関が函館市以外の市町村(長)となっているものを除く。
- (2) 函館市に住所を有しない者のうち、函館市外の施設等への入所等に伴う函館市からの転出により、介護保険等の実施機関が函館市(長)となっている者。

情報把握 検討

○情報の把握(対象者またはその支援をしている方からの相談)

(介護施設、医療機関、成年後見センター、地域包括支援センター、障害者生活支援センター、民生児童委員等)

※関係者によるケース会議を行う

※緊急の場合は、「やむを得ない事由による措置」を検討する

本人が申立を行う判断能力が十分でなく、親族がいないもしくは不明、または親族による適切な支援が期待できない状態にある場合

要請 受理

○市長申立の要請・受理

(対象者を支援している方から市へ要請します)



調査 検討

○調査・検討

(市が必要な調査等を行います)

対象者の事理を弁識する能力(物事を判断し、その意思を表すことができる能力)

対象者の生活状況および健康状況

対象者の親族等の存否(配偶者および2親等以内の親族)

対象者の親族等による後見開始等の審判申立てを行う意思の確認

対象者が成年後見制度利用を必要となる事情

- ・ 後見人等登記の有無の確認(後見開始等の有無、任意後見の有無)
- ・ 申立の要否の検討

決定

○市長申立の決定

○市長申立書類の作成・準備等

(市が申立に必要な書類等を準備します。必要に応じ、関係者への書類の提出などの協力をお願いする場合があります)

審判を行う家庭裁判所が定める書類等の作成、準備

申立書、対象者の診断書、登記されていないことの証明書、後見予算表

財産目録、対象者の戸籍謄本、住民票、親族関係図、同意書(親族用)

介護保険被保険者証・身体障害者手帳の写し、その他本人の財産に関する資料

申立書類 等の作成

申立

○家庭裁判所への申立

○後見開始等の審判 家庭裁判所が後見開始等の審判を決定します

審判確定後、法定後見等の開始

審判

函館市の助成制度

申立費用助成 (5ページ,Q③)

函館市では、成年後見制度を利用した方で、申立費用の負担が困難な方に対し、必要な費用を助成します。

【対象者】

- (1) 函館市に住所を有する者。ただし、函館市内の施設等への入所等により函館市へ転入した者のうち、介護保険等の実施機関が函館市以外の市町村長となっているものを除く。
- (2) 函館市に住所を有しない者のうち、函館市外の施設等への入所等に伴う函館市からの転出により、介護保険等の実施機関が函館市となっている者。

申立費用の助成対象となる方

上記の(1)または(2)の要件に該当する被後見人等(本人)に関して、後見開始等の審判申立を行った本人または4親等以内の親族の方で以下の要件に該当する方

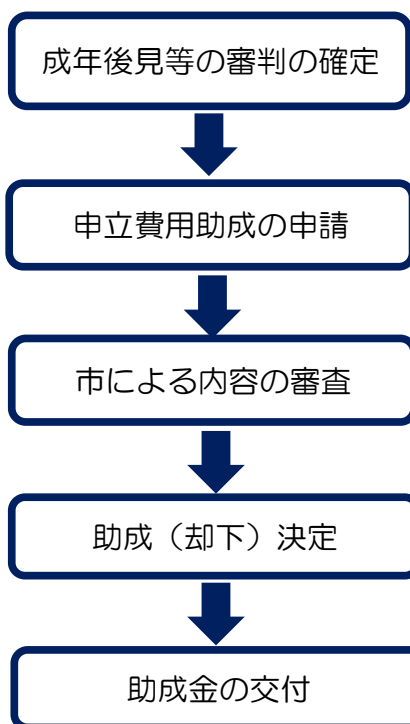
申立人が被後見人等(本人)	以下の要件のいずれかに該当し、かつ右覧の要件を満たす方 ①本人が生活保護受給者 ②市民税非課税世帯に属する者 ③その他申立費用を負担することが困難であると認められる者(※1)	その世帯の預貯金の総額を世帯数で割った金額が50万円未満の方
申立人が親族	本人が上記要件に該当し、かつ申立を行った親族が以下の要件のいずれかに該当する方で、右覧の要件を満たす方 ①生活保護受給者 ②市民税非課税の者 ③その他申立費用を負担することが困難であると認められる者(※1)	その者の預貯金の額が50万円未満の方。ただし、当該親族が本人と同一世帯の場合は、上記と同様となる。

上記の基準日は交付申請を行った日です
(※1) 事前に市にご相談ください

助成の内容 <審判申立に要した以下の費用>

- ・収入印紙代・郵便切手代・診断書料・鑑定料・戸籍謄本など申立の添付書類の交付手数料および証明手数料

助成申請の手続き



※審判の確定日から60日以内に申請してください

申立人が市に申請します



函館市の助成制度

報酬費用助成 (5ページ,Q6)

函館市では、成年後見制度を利用した方で、後見人等に対する報酬費用の負担が困難な方に対し、必要な費用助成をしています。

【対象者】

- (1) 函館市に住所を有する者。ただし、函館市内の施設等への入所等により函館市へ転入した者のうち、介護保険等の実施機関が函館市以外の市町村長となっているものを除く。
- (2) 函館市に住所を有しない者のうち、函館市外の施設等への入所等に伴う函館市からの転出により、介護保険等の実施機関が函館市となっている者。

報酬費用の助成対象となる方

上記の(1)または(2)の要件に該当する被後見人等(本人)で、以下の要件を満たす方

後見人等が親族以外の方で、本人が以下の①～③のいずれかに該当し、かつ右覧の要件を満たす方	その世帯の預貯金の総額を世帯員数で割った金額が50万円未満の方
①生活保護受給者	
②市民税非課税世帯に属する者	
③その他後見人等に対する報酬費用を負担することが困難であると認められるもの(※1)	

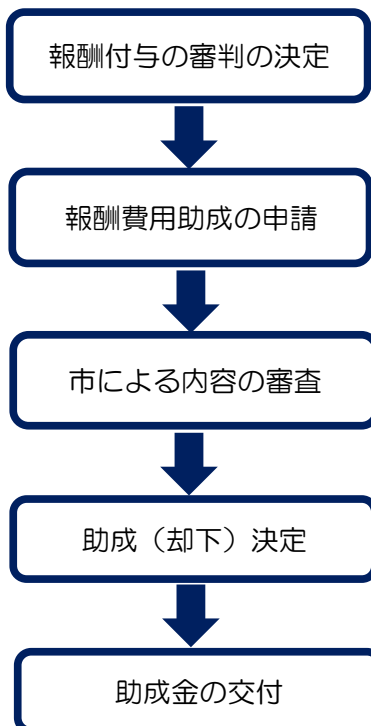
上記の基準日は交付申請を行った日です
(※1) 事前に市にご相談ください

助成の内容 家庭裁判所が決定した報酬額のうち、以下を限度とした額

- ア 本人が在宅の場合 月額 28,000円
- イ 本人が施設等に入所している場合 月額 18,000円

助成の対象期間 家庭裁判所が決定した報酬付与の期間のうち、直近の24か月

助成申請の手続き



※報酬付与の確定日から60日以内に申請してください

本人(本人死亡後は後見人等)が市に申請します



任意後見制度について

任意後見制度は、まだしっかりと自分で判断ができるうちに、自分の判断能力が衰えてきた時に備えて、あらかじめ支援者(任意後見人)を誰にするかや、将来の財産管理や身の回りのことについてその人に、どのような支援をしてもらうか、自分で決めておくことができる仕組みです。



どんな人に頼めるの？

実の息子・娘



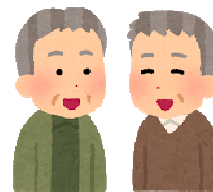
義理の息子・娘



親しい隣人



友人



基本的には、支援できる人であればどんな人でも支援者になることができます。たとえば、自分の子どもや孫はもちろん、交流のある甥姪や親しくしていて信用のける友人などを支援者として選べます。支援者を選ぶことは、非常に重要なことですので十分に検討して、この人なら任せても安心と思える人に支援をお願いしましょう。

Q & A

Q 母は少し認知症の症状が出ているようなのですが、任意後見を利用できますか？

A ⇒ご本人に任意後見契約の内容を正しく判断する能力があれば、契約を結ぶことができます。その判断能力があるかどうかは、公証人がご本人に質問をするなどして確認し、判断します。

公証人が「ご本人は任意後見契約の内容を理解していない」と判断したときは、この任意後見契約を結ぶことはできません。この場合には、「法定後見」の制度を利用することになります。

Q 費用や報酬は、誰が負担しますか？

A ⇒任意後見人としての仕事が始まれば、ご本人のために任意後見人が支出した費用(交通費、通信費など)や、任意後見契約書で定めた任意後見人の報酬のほか、選任された任意後見監督人の報酬などは、ご本人の財産から支払われます。

任意後見制度 ～利用手続きの流れ～

準備

- 任意後見人になってくれる「任意後見契約受任者」を決めます
- サポート内容を決めます

例・在宅での生活が難しくなった時、どのような施設に入りたいか

- ・預金や不動産等、資産の管理をどこまで頼むか
- ・介護契約や、医療契約、入退院の手続きが必要になった時に、代わりに契約を頼むかどうか
- ・後見人の報酬はいくらにするか



任意後見契約

- 本人と任意後見契約受任者となる人が公証役場で任意後見契約を結びます
サポート内容が決まったら、本人と任意後見契約受任者が一緒に公証役場に行き、「公正証書」による任意後見契約を結びます

任意後見契約書作成にかかる費用

- 公正証書作成の基本料
 - 法務局への登記嘱託料
 - 収入印紙
 - 書留郵送料、正本謄本の作成手数料・・・ 所定手数料
 - その他(住民票、戸籍謄本、印鑑証明書等)・・・ 所定手数料
- ※依頼する内容によって多少異なります

1万5千円前後



判断能力の低下

判断能力の低下



申立

- 任意後見監督人の選任を家庭裁判所に申立てます
配偶者や家族、任意後見契約受任者が本人の生活状況を把握し、本人の判断能力が不十分になったとき、本人の住所地の家庭裁判所に「任意後見監督人」選任の申立をします

任意後見監督人選任の申立にかかる費用

- 収入印紙
- 郵便切手
- その他(診断書、戸籍謄本等) 所定手数料

6千円前後



審理

- 家庭裁判所の審理を経て、任意後見監督人が選任されます
そして、任意後見契約受任者が任意後見人となります



任意後見開始

- 任意後見契約時に決めておいたサポートが始まります
- 任意後見人は任意後見監督人に活動内容を報告します

終了

- 本人もしくは任意後見人が亡くなった時
- やむを得ない理由で契約を解除する時(家庭裁判所の許可が必要)
- 法定後見が開始された時(家庭裁判所が法定後見の利用が必要と判断した場合のみ)

後見人の仕事

財産管理

【成年後見人等の役割】

- 預貯金通帳、印鑑の管理
- 収支の管理(預貯金の管理、年金、給料の受取り、公共料金・税金の支払いなど)
- 不動産の管理、処分
- 遺産分割
- 本人が不利益な契約を結んでしまった場合の取り直し など



【成年後見人等の役割ではないこと】

- 利殖等を目的とした資産運用
- 財産の贈与
- 親族や第三者が支払うべき費用の立替えまたは支払いといった本人の利益にならない費用の支払い
- 本人の利益にならない債務保証、財産放棄
- 日用品の購入など日常生活に関する行為に対する同意権、取消権の行使 など



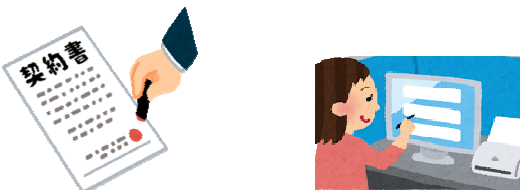
※ 成年後見人等として注意すべきこと

- 居住用不動産を処分する場合(売却、賃貸借契約の解除など)は家庭裁判所の許可が必要です。
- 成年後見人等は報酬付与の申立を家庭裁判所にすることができますが、許可なしに本人の財産から報酬を受け取ることは認められていません。

身上保護

【成年後見人等の役割】

- 日常生活の見守り
- 本人の住居の賃貸借契約の締結、費用の支払い
- 福祉施設の入退所に関する契約の締結、費用の支払い
- 介護保険制度や障がい者総合支援法のサービス利用契約、サービス内容の確認、見守り
- 教育・リハビリに関する契約の締結、費用の支払い など



【成年後見人等の役割ではないこと】

- 買い物・通院などの事実行為
- 医療行為に対する決定及び同意(生命、身体に危険を及ぼす可能性のある検査、治療行為などをいい、与薬、注射、輸血、放射線治療、手術など)
- 入院や施設入所の際の身元保証人・身元引受人
- 健康診断の受診・入院や施設への入所、介護、教育、リハビリ等を本人の意思に反して強制的に行うこと
- 遺言、養子縁組、認知、結婚、離婚など一身専属的な行為
- 居住する場所の指定 など

家庭裁判所への報告

成年後見人等は、家庭裁判所に財産管理及び身上監護の状況を報告し、必要な監督を受ける義務があります。

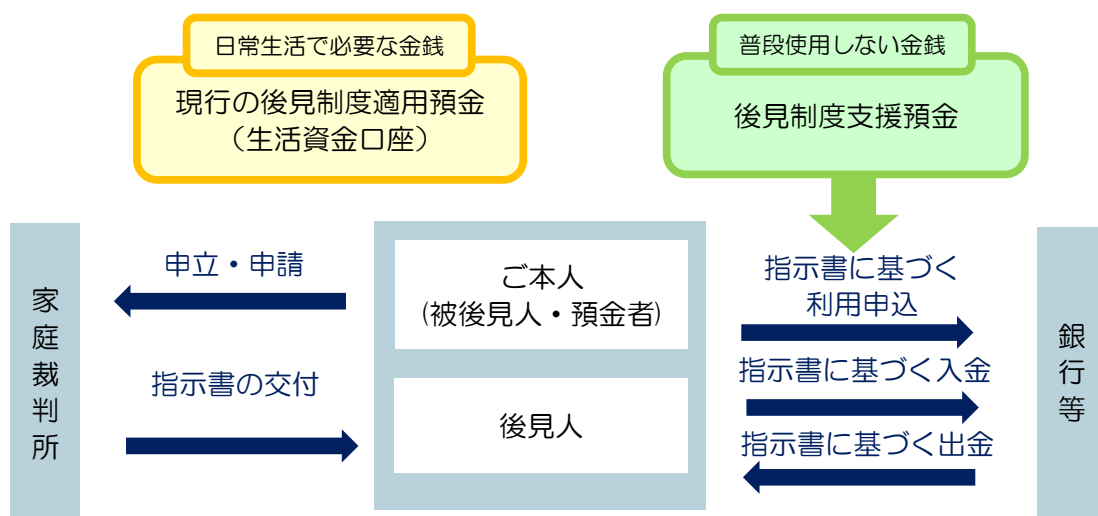
後見制度支援預金と後見制度支援信託

後見制度支援預金とは



後見制度支援預金とは、本人の財産のうち、日常的な支払をするのに必要十分な金銭を預貯金等として後見人が管理し、通常使用しない金銭を後見制度支援預金口座に預け入れる仕組みのことです。通常の預貯金と異なり、後見制度支援預金口座に係る取引（入出金や口座解約）をする場合には、あらかじめ裁判所が発行する指示書を必要とすることで、後見制度支援信託と同様に、本人財産の保護を簡易・確実に行うことができます。後見制度支援預金口座は、本人が日常的に利用してきた信用組合や信用金庫などの金融機関等でも開設することができるため、近くに信託銀行等がない方にも利用しやすくなっています。

【後見制度支援預金のイメージ図】



後見制度支援預金と後見制度支援信託の違い



後見制度支援預金は、後見制度支援信託と同じ趣旨の制度ですが、被後見人の財産について、信託銀行等に信託するのではなく、信用組合や信用金庫などの金融機関等に預金して管理するという違いがあります。後見制度支援預金ができる場合、後見制度支援信託と比べて、費用や後見制度支援預金口座開設後の手続きの利便性に優れている特徴があります。

後見制度支援預金は次のような特徴もあります。

専門職後見人の選任が必須ではない

後見制度支援信託では、最初に専門職後見人が制度の利用可否を検討し、家庭裁判所の指示を受けて信託銀行で信託契約を結ぶ必要があり専門職への報酬も必要となります。

しかし、後見制度支援預金では利用開始時に専門職後見人が選任されるかどうかは家庭裁判所が判断します。専門職後見人の選任がされなければ報酬は不要です。

少額からでも預入ができる

後見制度支援信託では、最低金額の設定(1,000万円以上等)をしている金融機関が多いため、預入金額が最低金額に満たない場合には、後見制度支援信託を利用したくても利用できないことがあります。

しかし、後見制度支援預金は最低預入金額の制限がない金融機関もあります。

函館市成年後見センター 中核機関としての役割

函館市成年後見センターは、権利擁護に関する相談・対応、成年後見制度の周知・啓発、申立に係る手続き支援、親族後見人に対する相談支援、市民後見人の育成・支援を推進するとともに地域連携ネットワークの中核機関として関係団体等のコーディネーターの役割を担うなど、成年後見制度に関するワンストップ窓口です。



中核機関としての役割は以下の通りです。

広報	成年後見制度や権利擁護事業の普及・啓発を行います。制度の周知を図ることで、適時・適切な支援につながることを期待できます。
相談	専門職団体や地域包括支援センター、医療・介護関係者、障害者相談支援事業所と連携し、制度に関する相談体制を整え、相談者の状況に応じた必要な支援につなげます。
利用促進	市民後見人の育成および受任調整や、その後の活動支援を行います。また、必要に応じ適切な支援を行うための多職種連携の協議の場を調整します。
後見人支援	市民後見人や親族後見人からの相談に応じるとともに、専門的知見が必要なケースについて専門職団体や関係機関を含めたケース会議の開催などを行います。
不正防止	後見人等に対する相談・支援体制を整えることで、後見人等の孤立化や不正の発生を未然に防ぐ効果が期待されます。

市民後見人について



市民後見人とは、一般市民による成年後見人です。

親族による後見人(親族後見人)でもなく、弁護士や司法書士などの専門職による後見人(専門職後見人)でもない、同じ地域に住む本人と交友関係などのない市民による後見人のことです。

市区町村等が実施している養成研修を受講するなどして成年後見人等として必要な知識を得た一般市民の中から、弁護士などの専門職後見人と同様に家庭裁判所が成年後見人等として選任した方となります。

市民後見人は金銭管理や日常生活における契約などを行うのはもちろんですが、本人と同じ地域で生活している市民であることから、地域の情報についてよく把握しているため、きめ細やかな身上保護を行えるという点で強みがあると言われています。

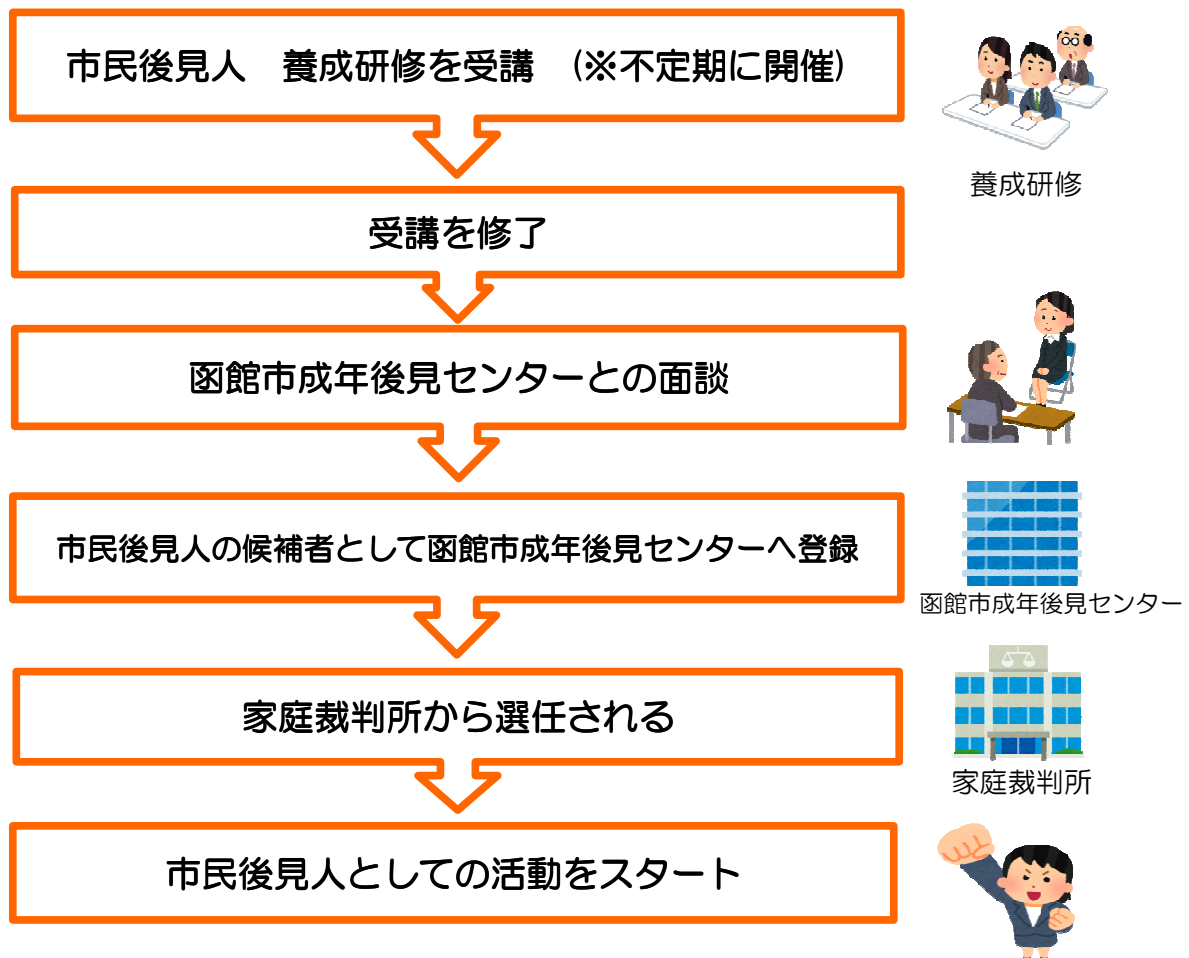
函館市成年後見センターでは、だれもが住み慣れた地域で安定した生活を送ることができるよう判断能力が十分ではない人の生活を身近な立場で支援する「市民後見人」を養成・支援しています。

市民後見人候補者の登録要件



- ① 年齢満25歳以上であること。
- ② 函館市内に住所を有すること。
- ③ 函館市またはセンターが主催した市民後見人養成研修を修了していること。
- ④ 市民後見人として活動する意欲を持ち、成年後見制度に関する基礎的な知識を有し、成年後見人、保佐人、補助人(以下「成年後見人等」という)としての活動を安定的継続的に実行できる健康状態や生活状態であること。
- ⑤ 高齢者、障がい者の権利擁護および成年後見制度に関し、深い理解があること。
- ⑥ 後見活動が職業または奉仕ではないことを十分に認識し、社会貢献を目的として、高い倫理観をもって、函館市における市民後見人の役割を果たせること。
- ⑦ センターが登録者に対して行う定期的な研修に参加できること。
- ⑧ 民法847条に定める後見人の欠格事由に該当しないこと。
- ⑨ 任意後見契約受任者や任意後見人、成年後見人等になっていないこと。ただし、市民後見人として成年後見人等に選任された場合を除く。
- ⑩ 弁護士会、司法書士会、社会福祉士会、税理士会などの専門職団体に後見人等候補者として登録していないこと。

養成研修を受講してから活動のスタートまで



※不定期に開催しておりますので詳しいことは、
函館市成年後見センター (☎23-2600) へ、お問い合わせ下さい。

函館市成年後見センターのご案内

函館市成年後見センターでは、地域の身近な成年後見制度の相談窓口を設置しています。

来所相談・電話相談（無料）

電話や窓口でセンター職員（社会福祉士）が相談をお受けします。「成年後見制度」を利用するための手続きや、申立に関するアドバイスを行います。また、必要に応じて関係機関をご紹介します。相談の予約は必要ありません。



<受付時間>

月曜日～金曜日 午前9時～午後5時（土日、祝日及び年末年始はお休みになります）

お困りのときは、一人で悩まず、まずはお電話を

※ 専門相談室があります。

※ 都合により来所できない方は、ご相談ください。



23-2600

弁護士による 専門相談

<相談日>

- 毎月第2水曜日
- 午後1時～午後3時まで
- 事前に電話予約（☎23-2600）が必要。



メール相談（無料・365日24時間受付）

メールアドレス



hakodate_kouken@hakodatesyakyo.net

※センターからの返信は翌受付時間以降となります。

「成年後見制度」の普及・啓発

「成年後見制度」をより多くの方に知っていただくためのセミナーや講演会、出前講座、出張相談会などを開催し、「成年後見制度」への正しい理解の普及と利用の促進を図ります。



- 成年後見セミナー(年1回)
 - 法人後見実施のための研修会(年1回)
 - 出前講座(P17参照)
- お問合せは、函館市成年後見センターへ

「市民後見人」の養成と活動の支援

- 市民後見人養成研修の開催
後見業務の新たな担い手として、専門職以外、親族以外の市民の方に市民後見人養成研修を行います。登録者にはフォローアップ研修を行います。
- 市民後見人の活動支援
「市民後見人」の後見活動について相談を受けたり、活動を支援します。



函館市成年後見センター活動のようす

函館市市民後見人養成研修



出前講座



出前講座を利用しませんか？

センター専門員が皆様のところへ出前講座に伺います！

市民の方々や、関係機関の方々に向けて、成年後見制度や日常生活自立支援事業等の権利擁護に関わる制度やしくみ、函館市成年後見センターの事業内容について説明及び相談を受け付けます。

- 【対象】 函館市内の企業や団体、グループ
- 【費用】 無料
- 【内容】
 - ・函館市成年後見センターについて
 - ・成年後見制度のメリットとデメリットについて
 - ・〇×クイズでわかる！成年後見制度 など※これら以外にも、参加される方々の希望するテーマに応じて内容を調整できます。
- 【時間】 おおむね30分～60分程度

少人数の対応もできます



-ご希望の方は、希望の日時、場所、内容等をセンターへご連絡ください-

その他 関連相談窓口 1



函館市社会福祉総合相談センター

「函館市社会福祉総合相談センター」はだれもが気軽に相談できる窓口です。福祉に関わる相談はもちろん、その他の困りごと、誰にも話せない悩み、相談先がわからない・・・など、まずはお気軽にご相談ください。

(開設日時) 月曜日～金曜日 10:00～15:00

(受付内容) 一般相談、医療福祉相談、介護相談、行政相談、消費生活相談、認知症高齢者処遇相談

※曜日によって受付相談内容が異なりますので、下記をご確認ください

(相談料) 無料

(相談時間) 30分程度



23-8969



一般相談

毎週月～金曜日
10:00～15:00

身近な困りごと、心配ごと相談先がわからない福祉全般に関する相談など

医療福祉相談

毎月第1火曜日
10:00～15:00

医療上の様々な困りごと、心配ごと等の相談(経済的なこと、保険制度、福祉サービスのことなど)

介護相談

毎月第3水曜日
10:00～12:00

介護保険のこと、福祉サービス利用のことなどの相談

消費生活相談

毎月第1・3木曜日
10:00～15:00

消費生活に関する相談(苦情や問い合わせなど)

行政相談

毎週水曜日
10:00～15:00

国、道、市、特殊法人等に関する苦情や意見、要望など

認知症高齢者処遇相談

毎月第2・4木曜日
10:00～15:00

認知症高齢者に関する相談(介護、サービス、施設など)

不登校相談

毎月第2水曜日
10:00～12:00

不登校に関する相談(困りごとや意見など)

ひきこもり相談

毎月第4水曜日
10:00～12:00

ひきこもりに関する相談(悩みごとや意見など)

その他 関連相談窓口 2



高齢者あんしん相談窓口 函館市地域包括支援センター

主な業務

- ・高齢者の方やご家族、地域の方々からの様々な相談に応じ、適切なサービスや制度につなげるなどの支援を行います。
- ・介護が必要になることを予防するため、身体状況に合った健康づくりや介護予防についての相談に応じます。
- ・介護が必要になっても住み慣れた地域で暮らすことができるよう、地域の様々な機関や専門職と連携し協力できる体制づくりを行います。
- ・高齢者虐待の防止や、成年後見制度の利用支援、消費者被害の防止など、高齢者の権利を守るための支援を行います。

名称	所在地	電話番号	担当地区および町	
地域包括支援センター あさひ	函館市旭町4番12号	27-8880	西部	入舟町、船見町、弥生町、弁天町、大町、末広町、元町、青柳町、谷地頭町 住吉町、宝来町、東川町、豊川町、大手町、栄町、旭町、東雲町、大森町
地域包括支援センター こん中央	函館市松風町18-14	27-0777	中央部 第1	松風町、若松町、海岸町、万代町、松川町、千歳町、大縄町、中島町、堀川町、高盛町、新川町、上新川町、千代台町、的場町、宇賀浦町、日乃出町、金堀町、広野町
地域包括支援センター ときとう	函館市時任町35-24(こんクリニック時任内)	33-0555	中央部 第2	大川町、田家町、白鳥町、八幡町、宮前町、時任町、杉並町、本町、梁川町、五稜郭町、柳町、松陰町、人見町、乃木町、柏木町
地域包括支援センター ゆのかわ	函館市湯川3丁目29-15(介護老人保健施設ケンゆのかわ内)	36-4300	東中央部 第1	川原町、深堀町、駒場町、湯浜町、湯川町1～3丁目、花園町、日吉町1～4丁目
地域包括支援センター たかおか	函館市高丘町3-1(地域密着型介護老人福祉施設サテライト百楽園内)	57-7740	東中央部 第2	戸倉町、榎本町、上野町、高丘町、滝沢町、見晴町、鈴蘭丘町、上湯川町、銅山町、旭岡町、鱒川町、西旭岡1～3丁目、寅沢町、三森町、紅葉山町、庵原町、亀尾町、米原町、東畑町、鉄山町、蛾眉野町、根崎町、高松町、志海苔町、瀬戸川町、赤坂町、銭亀町、中野町、新湊町、石倉町、古川町、豊原町、石崎町、白石町
地域包括支援センター 西堀	函館市中道2丁目6-11(西堀病院内)	52-0016	北東部 第1	富岡町1～3丁目、中道1～2丁目、鍛冶1～2丁目
地域包括支援センター 亀田	函館市昭和1丁目23-8	40-7755	北東部 第2	美原1～5丁目、赤川町、赤川1丁目、亀田中野町、北美原1～3丁目、石川町、昭和1～4丁目
地域包括支援センター 神山	函館市神山1丁目25-9	76-0820	北東部 第3	山の手1～3丁目、本通1～4丁目、陣川町、陣川1～2丁目、神山町、神山1～3丁目、東山町、東山1～3丁目、水元町、亀田大森町
地域包括支援センター よろこび	函館市桔梗1丁目14-1(ユニット型介護療養型老人保健施設喜響内)	34-6868	北部	浅野町、吉川町、北浜町、港町1～3丁目、追分町、亀田町、桔梗町、桔梗1～5丁目、西桔梗町、昭和町、亀田本町、亀田港町
地域包括支援センター 社協	函館市館町3-1	82-4700	東部	戸井地区、恵山地区、椴法華地区、南茅部地区

所在地



交通機関

- 徒歩
- 函館市電
- 函館バス

「函館駅前」から
「函館駅前」下車
「総合福祉センター前」
「総合福祉センター裏」

徒歩 10～15分
徒歩 10～15分
徒歩 2分
徒歩 2分

函館市成年後見センター



0138-23-2600

【受付時間】 月曜日～金曜日 午前9時～午後5時
※土日、祝日及び年末年始はお休みになります

〒040-0063 函館市若松町33-6

<函館市総合福祉センター（あいよる21）2階>

社会福祉法人 函館市社会福祉協議会

